

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 令和2年1月15日に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受けて、1月29日に知事を本部長とする県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)」を設置し、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部として位置づけた。</p> <p>4月10日からは、対策本部の危機管理機能の強化及び事務局機能の拡充・強化を図るため、各部局横断型組織として、防災対策部が対策本部事務局総括班を担当し、対策本部の運営、「三重県緊急事態措置」や感染拡大防止に向けた「三重県指針」等の総合的な方針の立案、県民及び事業者等への情報提供・協力要請を関係部局と連携して取り組んでいる。</p> <p>今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対策等の検討や県民及び事業者等に対する情報提供・協力要請を適時適切に行うなど、感染拡大防止に努められたい。</p> <p>(防災対策総務課、危機管理課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和2年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに各部局や市町、関係団体と連携し、県民、事業者等に適時適切に情報提供を行い、感染拡大防止に努めました。東京都等に緊急事態宣言が発出され、本県においても感染が拡大したことを受け、令和2年4月10日には、いち早く「感染拡大阻止緊急宣言」を、4月16日に本県が緊急事態宣言の対象区域となった際には「三重県緊急事態措置」を発出し、感染防止対策の一層の強化に努めました。5月14日に本県が緊急事態宣言の対象区域から外れた以降は、県民、事業者の皆様に取り組んでいただきたい基本的な感染防止対策を取りまとめた「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」を策定し、その後も県内外の感染状況を踏まえ、指針の改訂を適時に行いました。</p> <p>また、8月1日に初めて人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた際や令和3年1月13日に愛知県、岐阜県、大阪府等が緊急事態宣言の対象区域となった際には、感染防止対策を一層徹底するため、「三重県緊急警戒宣言」を発出しました。</p> <p>なお、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を22回、同幹事会を8回(3月31日現在)開催し、各部局への情報共有を図るとともに、市町や関係機関への情報提供を対策本部として実施しました。</p> <p>(防災対策総務課、危機管理課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、適時適切に県民、事業者等に徹底いただきたい感染防止対策をSNSなど様々な情報ツールを活用し、周知することで感染拡大防止に繋がりました。県民、事業者、市町、関係団体の協力により、4月25日以降、約2か月半にわたり、新規感染者がゼロという状態を継続することができ、8月31日に緊急警戒宣言を解除した以降は、クラスター発生による一時的な感染者数の増加はありませんでしたが、10月末までは低減傾向を維持することができました。</p> <p>また、令和3年1月に緊急警戒宣言を発出(2月に延長)した際には、県境を越える移動自粛の協力要請や酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請の効果もあり、県外由来や飲食由来の感染者も大きく減少するなど感染者数は低減傾向となり、緊急警戒宣言を予定どおり、3月7日で終了することができました。その後も感染状況の改善は継続し、3月22日には、令和2年10月28日以来、145日ぶりに新規感染者の公表がゼロとなりました。</p> <p>(防災対策総務課、危機管理課)</p>
<p><u>令和3年度以降(取組予定等)</u></p> <p>令和3年度も引き続き、感染状況を的確に捉え、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに、各部局や関係団体と連携し、県民、事業者等に適時適切に情報提供を行い、感染拡大防止に努めます。</p> <p>(危機管理課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進及び進行管理)</p> <p>(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の最終年度である令和元年度の取組結果については、自然減対策、社会減対策ともに進展度をC(あまり進まなかった)とした。その理由は、自然減対策について、数値目標が達成できなかったこと、社会減対策についても、数値目標である県外への転出超過数の改善に係る実績値が6,251人と目標値の1,600人を達成できなかったことによる。また、社会減対策の取組のうち、戦略企画部が主担当である「若者の県内定着の促進」についても、指標「県内高等教育機関卒業生の県内就職率」の実績値が48.2%と目標値の59.0%を達成できなかった。</p> <p>令和2年4月からは、第2期「総合戦略」をスタートさせ、自然減対策、社会減対策の2つの対策を「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」の4つに再編し、それぞれのアプローチから人口減少に関する課題にさまざまな施策を分野横断的に活用し、一体的に取り組むこととしている。</p> <p>このため、第2期「総合戦略」の4つの対策のうち、「未来を拓くひとづくり」の数値目標である「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」の目標達成に向けて、戦略企画部は、担当する県内高等教育機関の魅力向上や奨学金返還支援制度の充実等に取り組むとともに、複数の部局にわたる取組のトータルマネジメントによる的確な進行管理のもと、関係部局が一体的に取り組めるよう連携の強化を図り、人口減少対策を一層進められたい。(戦略企画総務課、企画課)</p>
講じた措置
<p>令和2年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 総合戦略の取組結果について、令和2年6月に「三重県地方創生会議・検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたことに加えて、県議会でご審議いただき、これらの結果等を踏まえ、「検証レポート」として7月に公表しました。また、「三重県地方創生会議」を8月に開催し、有識者のご意見をいただきながら、地方創生の様々な課題に対し、4つの対策に県の施策を総動員して取り組んでいるところです。このような中、新型コロナウイルス感染症による危機を克服するため、5月に全庁的な緊急総合対策「命」と「経済」の両立をめざす『みえモデル』(以下「みえモデル」という。)を策定し、感染防止対策の徹底と経済の再生・活性化の両立に向けた取組を進めました。特に、コロナ禍により地方への関心が高まり、地方創生推進の好機となっていることから、複数部局の連携により、ワーケーションの推進による関係人口の拡大に係る取組に着手しました。さらに、関係部局の連携を進めるため、7月に開催した「若者県内定着緊急対策会議」において、各部の取組状況や今後の取組について情報共有や意見交換を行いました。加えて、令和3年度の重点取組について、人口減少対策に係る取組の提案にあたっては、政策間で連携したものとすることを基本とし、地方創生推進交付金を活用する場合、提案上限枠を通常の提案上限より20%上乘せ可能とするなどの工夫をし、「若者県内定着緊急対策会議」において各部に共有し活用の促進を図りました。(企画課)</p> <p>② 県内高等教育機関の一層の魅力向上に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」において、「三重創生ファンタジスタ」の養成、単位互換協定による授業の開放等に取り組まれました。また、「県政だより みえ」を活用し、これらの取組や県内高等教育機関の情報を発信するとともに、大学生等奨学金返還額の一部助成事業について、募集人数の倍増など制度を充実させ、支援対象者40名を認定しました。(戦略企画総務課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「みえモデル」に基づき取組を進めた結果、観光分野では本県独自の宿泊割引事業の実施などにより、11月の宿泊予約件数が対前年同月比で約141%に増加し、客単価も約132%に転じるなどの成果がありました。また、就労の場においてICTの活用が進んだことから、重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいのある方などが、分身ロボットを活用して接客業務を行い、テレワークによる就労体験につながる取組を進めました。さらに、コロナ禍においても、希望する方々が不妊治療を実施・継続できるよう支援するなど少子化対策を進めるとともに、学校でのオンライン授業の推進やオンラインによる研修を通じた人づくりなどにも取り組みました。地方創生推進交付金を活用する重点取組については、若者に選ばれる高等教育機関や企業・地域をめざして若者とともに魅力向上を図る取組や、農林水産業において多様な経営感覚を有する人材の育成やスマート化の推進により農山漁村地域に多くの人を呼び込む取組を事業化しました。(企画課)</p> <p>② 「三重創生ファンタジスタ」の資格取得者の県内就職率は、それぞれの高等教育機関の県内就職率よりも高く、若者の県内定着につながりました。また、資格取得者数は、令和2年度卒業生では三重大学の学生だけで約600名と前年度(令和元年度は574名)から増加する見込みです。(戦略企画総務課)</p>
令和3年度以降(取組予定等)
<p>① 4つの対策に基づくさまざまな施策を分野横断的に活用して一体的に取り組むことで、人口減少に関わる課題解決を図っていきます。今後も地方創生推進交付金制度や「若者県内定着緊急対策会議」を活用しながら、関係部局が一体的に取り組めるよう、県全体の連携の強化を図り、地方創生の取組を進めていきます。(企画課)</p> <p>② 引き続き、「高等教育コンソーシアムみえ」において、「三重創生ファンタジスタ」の養成などを進め、県内高等教育機関の一層の魅力向上を図るとともに、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。また、高等教育における学びのニーズを調査するなど、県立大学設置の是非について検討するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえた、県内入学者や県内就職者の増加につなげる県内高等教育機関の取組を支援します。(戦略企画総務課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(4) 令和元年度の決算においては、実質公債費比率は 13.4%と前年度から 0.8 ポイント改善したが、経常収支比率は 95.8%と前年度に比べて 0.7 ポイント上昇し、財政が硬直化した状態が続いている。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では、県税収入や地方交付税交付金等が減少し、県債発行額が増加しており、歳出面では、社会保障関係経費等の義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また、近年は、財源不足を補うため、企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り等の措置を講じているなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>「第二次三重県行財政改革取組」(平成 28 年度～令和元年度)及び「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成 29 年度～令和元年度)においては、一定の成果をあげている。</p> <p>引き続き、「第三次三重県行財政改革取組」(令和 2 年度～5 年度)に基づき、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保等により、歳入の確保を図るとともに、増加が見込まれる公共施設等の維持管理・更新等の費用については、県民サービスの水準に留意しつつ、中長期的な視点で総合的かつ計画的に管理することによるトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図り、また、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の一層の徹底を進めることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が行財政運営に与える影響にも留意し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について、医療提供体制の整備や中小企業・小規模企業の事業継続への支援及び雇用維持等に向け、国の交付金を活用するなどして必要な財源確保に努め、適切に取り組まれたい。(財政課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和 2 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和 3 年度当初予算編成では、「第三次三重県行財政改革取組」の各取組に沿って、より一層の歳入確保を図るとともに、財政の硬直化を招いている経常的支出の抑制など歳出構造の見直しを進めました。</p> <p>また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を維持していくため、引き続き県債残高の減少傾向の維持に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和 3 年度当初予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金の活用、県有地の売却などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、県民の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化する一方で、総人件費など経常的な支出を抑制しました。この結果、本県独自に定める財政指標である経常収支適正度は、99.3%となり、令和 2 年度に比べ 0.4 ポイント改善しました。</p> <p>また、臨時財政対策債等を除く県債残高については、令和 2 年度末(最終補正後)は、中期財政見通しで示した令和 2 年度末残高 7,679 億円を 109 億円下回る 7,570 億円、令和 3 年度末は、中期財政見通しで示した令和 3 年度末残高 7,659 億円を 110 億円下回る 7,549 億円となる見込みです。</p> <p>なお、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかわるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しています。</p>
<p><u>令和 3 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、多様な財源の確保を図りつつ、すべての事務事業について必要性や効果等の観点からの見直しを継続的に進めるなど、歳入・歳出両面からの取組を行うことにより、行政サービスへの的確な対応と財政の健全化をバランスよく実現する持続可能な財政運営に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 令和2年1月15日に、国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については、全国に感染が拡大し、9月18日現在の感染者数は、全国で77,183人(厚生労働省発表)、また、県内では、1月30日に初めて感染者が確認されて以降、低い水準に留まっていたが、7月下旬から再び拡大し、大学や医療機関等においてクラスターが発生するなど、延べ469人(県発表)が確認されている。</p> <p>このため、医療機関や市町、関係団体と連携しながら、クラスター対策の強化や医療提供体制・検査体制の強化、保健所の機能強化等のさまざまな感染症拡大の防止対策を実施してきたところである。</p> <p>今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、医療機関及び関係団体等と連携しながら、県内での感染症拡大の防止対策に取り組まれない。</p> <p>(薬務感染症対策課ほか)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>令和2年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実を図るため、帰国者・接触者外来設置、医療機関におけるPCR等検査機器の設備整備補助、地域外来・検査センター運営支援(3月末現在11カ所)、診療・検査医療機関指定(3月末現在516機関)及び県保健環境研究所における検査機器の整備を行いました。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症陽性者の増加に備え、入院等の受け入れ体制を確保するため、医療機関における感染対策にかかる設備整備補助、陽性者の受入病床(3月末現在392病床)、宿泊療養施設を確保(3月末現在100室)するとともに自宅療養体制の整備を行いました。</p> <p>③ 感染拡大の影響が大きい医療機関、介護施設については、陽性者が確認された際に県対策本部事務局クラスター対策グループを派遣するとともに、感染拡大防止のため医療機関や医療関係団体の協力を得て医師・看護師の派遣を行いました。</p> <p>(薬務感染症対策課)</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>① 検査機器の整備支援、地域外来・検査センターの開設、診療・検査医療機関の指定、県保健環境研究所における検査機器整備により、最大ピーク時に想定される6,600件の検査が可能な体制となりました。</p> <p>② 感染症対策に必要な機器の整備支援、受入病床及び宿泊療養施設の確保により、患者推計で最大となる417名の受け入れが可能となりました。</p> <p>③ 病院、介護施設等におけるクラスター発生時には、他の医療機関や関係団体の協力により、当該施設に医師・看護師を派遣し、検体採取や入院調整の支援、感染拡大防止の取組を行いました。</p> <p>(薬務感染症対策課)</p>
<p><u>令和3年度以降(取組予定等)</u></p> <p>令和2年度の取組を基本にしつつ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き医療機関及び関係団体等と連携しながら、感染症拡大の防止対策に取り組めます。</p> <p>(薬務感染症対策課)</p>

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (生活困窮者への支援) (1) 最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の充実・強化を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置し、複合的課題を抱えた人の相談に幅広く対応するなど取り組んでいる。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞は、県民生活にも深刻な影響を与えている。このため、休業や失業等に伴う減収で、暮らしを支えていくことが困難となっている生活困窮者に対し、市町や関係機関等と連携して、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や要件緩和された住居確保給付金の支給、相談支援体制の強化にも取り組んでいるところである。 引き続き、市町や関係機関等と連携しながら、生活困窮者の実情に応じた適切な支援の実施に努められたい。 (地域福祉課)
講じた措置
令和2年度
1 実施した取組内容 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業や失業等に伴う減収により、生活に困窮した方に対応するため、以下の取組を実施しました。 (1) 生活福祉資金の貸付 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少となった世帯や個人事業主などの生活を支援するための生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置(限度額の拡大等)に対応するため、事業主体である三重県社会福祉協議会に貸付原資等の補助を行いました。 (2) 住居確保給付金の支給 新型コロナウイルス感染症の影響等で離職や廃業、収入が減少したことにより、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、家賃相当額を生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金として支給し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行いました。令和2年4月以降、支給要件の緩和や支給期間の延長等、制度の運用が改正されましたので、その都度、市町の自立相談支援機関に情報提供し、必要な支援が行われるよう、取り組みました。 (3) 生活困窮者自立相談支援機関の相談体制の強化 県が所管する郡部(多気町を除く)14町を対象とした自立相談支援機関(三重県生活相談支援センター)では、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、新規相談や住居確保給付金の申請が急増したことから、相談支援員を1名増員するとともに、町等の関係機関と連携した相談支援を行っています。 また、令和2年度からひきこもりなど生きづらさを抱えた方が相談窓口にかかるよう、アウトリーチ支援員を配置しました。 さらに、外国人からの相談に対応できる体制整備のため、多言語のチラシの作成やタブレット端末によるビデオ通訳等を導入しました。 (地域福祉課)
2 取組の成果 ・三重県社会福祉協議会では、令和2年3月25日から特例貸付の受付を開始し、令和3年3月末までに、14,873件、53億1,021万円の貸付を実施しています。 ・県が所管する14町の対象の方に、令和3年3月末までに、住居確保給付金は、44世帯6,867,640円支給することができました。(参考:令和元年度 1世帯 120,000円) ・三重県生活相談支援センターの新規相談件数は、令和3年3月末現在で、541件となっており、対前年比で約4.6倍となっています。相談支援員を増員し、相談者に寄り添った丁寧な聴き取りを行う等、貸付、食料支援等、関係機関と連携した支援を行うとともに、各種支援制度利用等の助言を行いました。また、ひきこもり状態にある方など生きづらさを抱えた方に対しては、アウトリーチ支援員による丁寧な相談支援を行っています。 (地域福祉課)
令和3年度以降(取組予定等)
・引き続き三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の円滑な運営を支援し、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金の特例貸付制度を利用した世帯に対し、償還やそれに伴う相談など必要な支援を行う市町社会福祉協議会等の体制の充実を支援していきます。 ・住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、引き続き、住居確保給付金を支給し、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組めます。 ・さまざまな課題を抱えた生活困窮者等の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、三重県生活相談支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。 (地域福祉課)

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電の終了に伴う市町等への支援等)</p> <p>(4) 平成30年7月19日の三重県RDF運営協議会総会において、RDF製造団体は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること等が決議された。これを受け、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了した。</p> <p>また、この決議に基づき、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援を行うとともに、平成30年12月に創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めている。</p> <p>今後は、引き続き技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、企業庁と役割分担・連携のうえ、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行い、関係市町からの意見も踏まえ、事業の総括に向けた取組を進められたい。</p> <p>(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和2年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整などの技術的支援を引き続き行いました。</p> <p>また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行いました。</p> <p>事業の総括については、事業終了後の総括に向けて、データ整理を行っているところです。</p> <p>(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 東紀州地域の広域ごみ処理施設の設置に関して、関係市町が構成する一部事務組合設立準備会における幹事会(課長会議)に県担当者が出席しました。〔令和2年度実績:3回(7月、1月、2月)〕</p> <p>令和2年度にポストRDF体制への移行に向けた施設整備等を実施する1団体(南牟婁清掃施設組合)に対し、計12,760千円の補助金の交付を予定しています。</p> <p>(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><u>令和3年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の支援を行います。</p> <p>また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。</p> <p>事業の総括については、事業を運営してきた企業庁と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、市町のご意見も確認し、令和3年度に中間的な報告をするとともに、すべての業務が終了した段階で速やかに最終的な総括が行えるように取組を進めます。</p> <p>(廃棄物・リサイクル課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (移住の促進)</p> <p>(2) 移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」の令和元年度実績値は、383 人となり、同計画期間中、毎年度目標値を達成するとともに、移住者の集計を始めた平成 27 年度以降増加を続け、5 年間の累計は 1,400 人を超える結果となった。</p> <p>一方、同総合戦略における「県外への転出超過数」の令和元年度の実績値は 6,251 人となるなど、依然として厳しい状況が続いており、一層の社会減対策が求められている。</p> <p>このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等との連携を強化し、移住希望者が求める多様な就労情報や地域での暮らし方に関する情報の収集・発信等により、移住の促進を図るとともに、移住の促進が地域の活性化につながるよう取り組まれない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大都市から地方への移住需要が高まることが想定されることから、ワーケーション等の新たな働き方に関心がある人を呼び込むなど、更なる移住の促進に取り組まれない。 (地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和 2 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 市町、関係機関と連携し、東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」や大阪、名古屋での移住相談デスクなどにより、引き続き、移住希望者それぞれのライフプランに応じたきめ細かな相談対応を行いました。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、一部取組を中止する一方、オンラインを活用した取組を行いました。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となりましたが、全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、HP や SNS 等による情報発信を行いました。また、「命」と「経済」の両立をめざす『みえモデル』の取組として、三重での暮らしを紹介するリレー PV「わたしたち三重で暮らしています」を制作し、YouTubeへ投稿するほか、HP への掲載や首都圏向け広報など広く発信しました。</p> <p>③ 令和 2 年度、新たに、首都圏に移住希望者のコミュニティ「東京スクエア」、三重に移住者や移住者の受け入れを希望する地域の人たちのコミュニティ「三重スクエア」を形成し、移住希望者と移住者や地域の人たちが、継続的につながり交流するための仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」に取り組みました。</p> <p>また、新たに、移住者や地域の人を、「三重暮らし応援コンシェルジュ」に委嘱しました。今後、「三重スクエア」のキーパーソンとしての活動や、移住希望者からの相談に協力いただくこととしています。</p> <p>④ 令和 2 年度から、ワーケーションを推進する県庁内の横断的な会議「ワーケーションによる関係人口増加促進プロジェクトにかかる関係課長会議」が設置され、関係部局が連携して取組を進めています。地域連携部も、参加しており、市町への情報提供を行っています。また、「みえモデル」の取組として、雇用経済部が構築するワーケーションマッチングサイトに、「三重の暮らし魅力発信」ページを併設しました。併せて三重の暮らしを紹介するリレー PV も「三重の暮らし魅力発信」ページに掲載し、広く発信しました。</p> <p>⑤ 市町の担当者会議や研修会を実施することにより、県と市町の連携や、市町同士の横のつながりの強化を図りました。また、「移住促進庁内連携関係課長会議」を引き続き設置し、庁内の連携促進を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を実施したところ、令和 2 年度(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日の間)の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、313 人でした。</p> <p>※前年同期 239 人</p>
<p><u>令和 3 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>令和 3 年度以降の方向性</p> <p>① 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、オンライン相談など IT ツールも積極的に活用し、引き続き、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアの取組では、交流サイトなどを活用しつつ、自分にあった暮らしを実現するためのきっかけとなるフィールドワークの実施や、移住希望者と三重暮らし応援コンシェルジュ等の移住者や地域の人たちとの継続的な交流を進めていきます。</p> <p>② 新たにテレワークやワーケーション等「場所」とらわれない働き方に関心のある層を対象に、「暮らし体験モニター」を実施するとともに、ワーケーション実践者に三重での暮らしを体験してもらうことにより、新たな移住希望者の掘り起こしを行います。さらに、暮らし体験をした人を三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアに取り込み、「三重スクエア」メンバーをはじめとする地域の人たちと交流し、関わりを持つ取組を行うとともに、移住希望者を受け入れる側の体制強化を図るための人材養成講座を開催します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大)</p> <p>(1) 伊勢志摩サミットで高まった県産農林水産物の認知度や評価を生かして、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外での販路拡大をめざし重点的に取り組んでおり、令和元年度においては、国内外における戦略的なプロモーションにより販路を拡大し、国際水準GAP等認証取得で目標を達成することができた。</p> <p>引き続き、大会での県産農林水産物の活用はもとより、大会後の国内外での認知度向上、販路拡大にもつながるよう、これまでの関係者との連携を更に深め、県産農林水産物の供給体制やプロモーション活動の強化を図られたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県農林水産物の需要減少や価格の下落等が生じ、農林漁業者の経営を圧迫するなど影響を与えていることから、経営安定に向けた支援や県産農林水産物の需要喚起の取組を引き続き進められたい。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和2年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和3年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出が有利に進められるよう、官民が一体となって、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組の加速、「東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づく、きめ細かなプロモーションに取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により輸出先国への訪問が制限されるなか、オンライン活用による海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出など輸出に挑戦する産地の取組支援などを行いました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応として、現場の声を丁寧に聞き取りながら、県産農林水産物の消費拡大、農林水産事業者の生産支援に取り組みました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県内の国際水準GAP認証等の取得は、令和3年2月時点において、農産物92件(12件増加)、畜産物12農場(増加無し)となっており、農産物においては令和2年度末までの目標である95件に向けて、認証数は着実に増加しています。今後も地域GAP推進チームが核となり、農業経営体等の取組状況に応じたきめ細かな指導・助言等による認証取得支援に取り組めます。また、水産エコラベルの認証取得に向けた支援の結果、令和3年3月に養殖マダイにかかるMEL認証の取得につながりました。</p> <p>県産農林水産物のプロモーションについては、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、首都圏等ラグジュアリーホテルにおいて三重県フェアが開催され、これまでのプロモーション活動を通じて紹介してきた県産食材や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた高級食材など、のべ71品が採用されました。</p> <p>輸出については、伊勢茶の輸出拡大に向け、海外にネットワークを持つ(株)HISと締結した「食の海外展開に係る戦略的連携協定」に基づく取組を進め、ベトナムを対象としたオンラインツアーを実施しましたが、アゼルバイジャン向けの輸出は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停止しています。みかんについてはタイへ早生温州を6.3t輸出しました。アジア市場へは、品目や量の拡大をめざす取組が進められ、伊賀牛のマレーシア、台湾などへの継続的な輸出が始まっています(令和3年3月末時点、5,732kg)。また、水産物については、海外輸出に係るオンラインでの商談体制を整備したことで、毀損した商流のつなぎ直しやマレーシアへの活ガキ輸出など新たな販路の獲得につながりました。</p> <p>この他、木材については、川崎市が設置した木材利用推進フォーラムの行政部会に参加したことにより、首都圏の9都府県首脳会議と情報共有できる体制が構築できました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、外食等の需要減退の影響などを受けた、松阪牛や養殖マダイ等の高級食材をはじめとする県産農林水産物の消費拡大を図るため、県内量販店や大手通信販売会社等と連携した販売促進活動のほか、学校給食への食材提供、大手コンビニチェーンでの新商品開発、ECサイトによる販売支援など、さまざまな関係者と連携した取組を行いました。12月からは、生産者の皆さんを応援し、県産農林水産物の消費拡大につなげていくためのキャンペーンを2回実施しました。</p> <p>また、新たな生活様式に対応した商品開発や環境変化に対応できる人材の育成、国補正予算による高収益作物次期作支援交付金や経営継続補助金等の活用をサポートするなど、農林水産事業者の生産支援にも取り組みました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>
<p>令和3年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、関係者が一体となって、国際水準GAP認証取得等の生産体制の整備、首都圏等でのターゲットに合わせたきめ細かなプロモーション、輸出にかかる必要なオンライン商談・プロモーションを含めた新たな販路開拓の取組支援などを進め、オール三重の体制で県産農林水産物の認知度向上、販路拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けて、常に現場の声に耳を傾け、農林水産事業者の皆さんに寄り添いながら、対策を講じていきます。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進) (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、内外需の減少やサプライチェーンの寸断が生じ、経済活動は大きく落ち込み、雇用情勢は弱い動きが広がっている。 このような状況の中、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に抑えるため、国の緊急対応策等と連動しつつ、市町や関係団体等と連携し、オール三重の体制で、中小企業・小規模企業に対する事業継続のための資金繰り支援をはじめ販路拡大、生産性向上のための支援、雇用の維持等のさまざまな支援を進めている。 引き続き、市町や経済団体等と連携しながら、感染拡大防止を支援するとともに、中長期的な視点により、県内経済及び雇用の実態を踏まえた対策を迅速かつ総合的に進められたい。 (雇用対策課、ものづくり産業振興課、中小企業・サービス産業振興課ほか)
講じた措置
令和2年度
1 実施した取組内容 新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に食い止めるため、「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策」に始まり、「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」及び「命」と「経済」の両立をめざす『みえモデル』を策定し、それらに基づき、県内の雇用経済情勢を踏まえて累次にわたり経済対策を打ち出し、地域経済の再生・活性化に向けて取組を進めているところです。
2 取組の成果 (資金繰り対策、資金支援) 中小企業・小規模企業が経営に支障をきたすことが無いよう、県中小企業融資制度において、「保証料ゼロ」「当初3年間実質無利子」「据置期間最大5年」の新型コロナウイルス感染症対応資金の創設や、セーフティネット資金等の制度拡充を実施し、事業者の資金調達に係る負担を大幅に軽減するとともに、事業継続に必要な資金を十分に調達できるよう、コロナ感染症に関する融資枠を順次追加し、総額4,012億円まで拡大しました。(3,519億円以上が信用保証協会にて保証承諾済※2月末時点) また、融資によらない資金支援として、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金を創設し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業が経営計画を策定し、「新たな日常」への対応のために行う設備投資や販路拡大、感染防止対策等を支援しました。(交付決定：1,626件、968,734千円) (ものづくり産業への支援) 企業が生産性や収益力を高めていけるよう、「ものづくり企業競争力強化事業費補助金」を創設し、新たな事業展開に挑戦する取組、DXを推進する取組等を支援しています。(交付決定：10件、9,972千円) また、新たな日常に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方を検討するため、有識者会議を立ち上げ、議論を進めるとともに、販路開拓機会を確保するため、オンラインでの商談を実施しました。 (雇用の維持・確保への支援) 雇用調整助成金等の制度利用促進のため、三重県産業支援センター「三重県よろず支援拠点」内に相談窓口を開設し、社労士による相談、助言、提案等を実施しています。(相談件数：261件※3月3日時点) また、企業間における労働力の需給マッチング支援を実施(相談件数：156件、マッチング件数：2件3名※共に3月1日時点)するとともに、学生等の就職を支援するため、ジョブカフェおしごと広場みえにおいて、オンラインによる模擬面接や就職相談等(903件※2月28日時点)に取り組んでいます。 (感染拡大防止策への支援) 社会生活を維持する上で必要な施設を管理し、一定の時間、接触を伴う接客サービスを提供する事業者が事業を継続するために実施する感染防止対策を支援しました。(交付決定：1,210件、108,991千円) さらには、飲食店でのクラスター発生を防止するため、事業者が業種別ガイドラインを踏まえた感染防止対策を徹底する取組を支援しています。(交付決定：1,439件、140,875千円) (観光産業への支援) 感染症の影響を受ける観光産業の再生を図るため、観光事業者に対しニューノーマルへの対応の支援などを行うアドバイザーの派遣(派遣数：118社)、宿泊割引クーポンによる宿泊施設の利用促進(インターネット旅行事業者における2020年11月の対前年同月との比較で予約数40.8%増、取扱額75.6%増、客単価18.0%増)、体験施設の利用補助(予約数：10,600件、利用総額：約1億2千4百万円)等、県内の魅力を再発見し、今後の誘客に繋がるような取組を実施しています。 (テレワーク、ワーケーションの導入促進) 県内中小企業・小規模企業においてテレワークの導入が進むよう、テレワークアドバイザーを派遣し、社内体制の構築や各種助成金制度の活用について助言しています。また、首都圏等からのワーケーション誘致に向けて、受入体制構築に向けたモデル事業や広報ツールの制作、マッチングサイトの構築等に取り組み、関係人口の増加につなげていきます。
令和3年度以降(取組予定等)
県内の雇用経済情勢を踏まえ、引き続き現場の声をしっかりと聞きながら、市町や商工団体、金融機関などと連携して、タイムリーに県内中小企業・小規模企業の事業継続や雇用維持、「新たな日常」への対応に向けた支援策を行っていきます。あわせて、県内事業者によるオンライン商談の開催支援や、県内での強靱なサプライチェーン構築のための設備投資促進など、県内産業の競争力強化を図ることにより、県内経済の再生・活性化につながるよう取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (公共土木施設の計画的な維持管理)</p> <p>(1) 公共土木施設は、道路、河川、港湾等の多種多様な施設が存在し、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものであるが、整備後 50 年以上経過する施設が急増することから、近年の自然災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、県民の生命及び財産や社会経済活動に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災の観点から適切な維持管理・更新等が課題となっている。</p> <p>また、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少等社会情勢の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって、総合的かつ計画的に公共土木施設の維持管理・更新等を進めることが求められている。</p> <p>このため、令和元年度に部内でワーキンググループを設置し、中長期的な社会情勢の変化を見据えながら、個別の公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた、全体のマネジメントに向けた検討が進められている。</p> <p>今後は、各公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた公共土木施設全体のマネジメントのもと、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び平準化を図り、適切な維持管理・更新等に向けて取り組まれない。</p> <p>(県土整備総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和 2 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県土整備部では、みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえトンネルや橋梁等の道路施設、ダムや河川に附属する水門、樋門や排水機場等の河川管理施設、砂防設備、地すべり防止施設や急傾斜地崩壊防止施設、海岸(堤防、護岸、胸壁)、港湾(水域施設、外郭施設等)、都市公園、流域下水道(管路施設、処理施設、ポンプ施設)及び県営住宅等を対象に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図るとともに、ある一定の時期に集中的に予算が必要になってくることがないように予算の平準化に努めています。</p> <p>これらの長寿命化計画の管理・運用は、施設ごとに各担当課が中心となり行っていますが、県土整備部が管理する公共土木施設全体の維持管理・更新等を着実に推進する必要があります。このため、令和元年度に県土整備総務課と各施設の担当課を構成メンバーとして県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを設置し、令和 2 年度には、このワーキンググループにおいて、10 年後、20 年後、30 年後に整備後 50 年以上経過する施設数の割合(老朽度)や、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕を実施することで機能の保持・回復を図る予防保全の考え方を踏まえた 30 年間のコストの所要見込状況を集約し、公共土木施設全体の中長期的なコストの見通しの把握を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>みえ公共施設等総合管理基本方針を踏まえた長寿命化計画が令和元年度に全て策定されたことにより、令和 2 年度から点検や修繕の全体的な進捗管理が可能となったため、公共土木施設全体について、長寿命化計画における中長期の所要額の推計を行い、年平均の所要見込額等を把握するとともに、予防保全によるコスト縮減の見込みについても共有しました。</p>
<p><u>令和 3 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>今後は、県土整備部長寿命化計画等推進ワーキンググループを活用しながら、長寿命化計画の策定対象施設にかかる点検や修繕の進捗状況についてフォローアップするとともに、全体的なマネジメントのもと、それぞれの施設について、予防保全の考え方を踏まえた維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減及び平準化を図り、引き続き、適切な維持管理・更新等に努めていきます。</p>

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進) (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年3月2日から5日までに、県立学校及び県内の公立小中学校が臨時休業となり、5月14日の緊急事態宣言解除後、教室での感染症対策等を講じたうえで、分散登校やオンライン授業等を行いながら、徐々に学校が再開された。 また、6月中に全ての学校で通常授業が開始されたが、学習の遅れ、感染症に係る偏見・差別等の人権問題、家計が急変した世帯の教育費の負担等、さまざまな課題が明らかになっている。 このため、年間指導計画の見直しや夏季休業の短縮等による授業時間の確保、人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロールの強化、高校生等奨学給付金における支給対象の拡大等の取組を行っている。 今後も、引き続き、市町等教育委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、児童生徒の学習内容の理解・定着状況に応じたきめ細かな支援や、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行うことにより、安全で安心な学校生活の実現と、学びの継続・支援に取り組まれない。 (高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課、生徒指導課、人権教育課ほか)
講じた措置
令和2年度
1 実施した取組内容 ① 学校での新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策を徹底するため、文部科学省の衛生管理マニュアルに加え、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しました。また、県立学校で通学時の感染防止対策として通学バスを増便し、校内の消毒作業などのためにスクール・サポート・スタッフを配置しました。 ② 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜の学力検査について、前期選抜の出題範囲を縮小しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期選抜、後期選抜及び追検査が受検できなかった志願者に対し、追々検査を設けました。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況から、高校生の就職支援として、就職アドバイザーを3名増員(計15名)して配置し、進路担当や担任と連携して、生徒の就職支援体制を整えました。また、三重労働局等と連携し、経済団体や商工会議所を訪問して求人確保の要請を行い、生徒が企業と話ができる就職面接会(11月)、合同就職相談会(12月)を開催しました。 ④ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため令和2年5月15日からネットパトロールを毎日(平日)実施しました。また、SNSで児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見し、その画像や被害にかかる情報を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を6月23日から開始しました。 ⑤ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を支給対象とするとともに、入学時の負担が大きい新入生を対象に、一部前倒し給付(4月～6月分)を実施しました。 ⑥ 市町教育委員会への支援として、小中学校の長期休業で学習が遅れた児童生徒に対し、少人数指導や習熟度別指導等を行うために非常勤講師39人分の追加加配措置を行いました。また、臨時休業により学習が遅れが生じないよう、放課後等に補充的学習指導を行うための学習指導員を配置しました。また、外国人児童生徒等への学習支援や適応指導を行うために母語支援員を配置する市町へは補助金により支援をしました。
2 取組の成果 ① 感染症対策を徹底し、スクール・サポート・スタッフによる支援により教職員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することができました。 ② 高等学校入学者選抜では、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小したことで、臨時休業による受検者への影響を最小限とし、検査から2週間以上空けて追々検査を設けることで受検の機会を確保しました。 ③ 高校生の就職採用選考開始が1か月後ろ倒しされ、選考期間が例年より1か月短くなりましたが、就職希望者への支援に取り組んだ結果、3月末の就職内定率は99.8%となり、前年同期を上回る値となりました。 ④ 偏見やいじめ・差別をなくすためのネットパトロールでは160件の書き込みを検知し、「ネットみえ〜る」では89件の投稿の報告を受けました。児童生徒の安全を確認し、心のケアを最優先して、家庭、学校、市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しました。 ⑤ 高校生等奨学給付金について、家計が急変した79世帯に支給するとともに、新入生への一部前倒し給付(4月～6月分)を65世帯に実施しました。また、修学奨学金について、収入減少を理由とした緊急貸付を行ったことにより、経済的理由で修学困難な生徒を支援しました。 ⑥ 学習の定着に特別な指導が必要な児童生徒について、個別指導を強化でき、基礎学力の定着につながり、わからないところが質問できるようになりました。また、担任の負担軽減により、学級全体への指導がより行き渡り、個々の教育相談の時間も確保できるようになり、不登校児童生徒への支援もしやすくなりました。
令和3年度以降(取組予定等)
令和2年度の取組をふまえ、引き続き感染防止対策を徹底し、学びの継続との両立に取り組んでいきます。具体的には、衛生物品の配備や、登下校時における「三つの密」を避けるためのスクールバスの増便、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置など、学校における感染防止対策を講じます。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、高校生一人ひとりの希望に応じた就職が実現できるよう支援するとともに、補充的な学習に係る支援、奨学給付金の増額などに取り組めます。 さらに、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守る取組を進めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止対策の推進) (3) 令和元年の交通事故死者数は 75 人(前年比-12 人)となり記録が残る昭和 29 年以降最少を記録した。また負傷者についても 4,688 人(前年比-1,448 人)と減少している。 しかし、原付以上の車両運転者が第 1 当事者になった死亡事故のうち、65 歳以上の高齢運転者の事故は 28 件(前年比+6 件、構成比 43.1%)と増加している。 このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれない。 (交通部交通企画課)
講じた措置
<u>令和 2 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 交通死亡事故等抑止対策の推進 令和元年中の交通死亡事故の特徴(高齢死者が約 6 割、交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が約 4 割、シートベルト非着用死者が約 6 割、飲酒運転が 2 件発生)を踏まえた総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。特に「歩行者保護対策」、「高齢者対策」を重点に掲げ、関連違反の取締りを始め、関係機関・団体等と連携した取組を強化しました。 (2) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進 横断歩行者が被害者となる交通事故を防止するため、横断しようとする歩行者がいても止まらない運転者、速度を出し過ぎて適切に止まれない運転者対策として、歩行者妨害違反や生活道路を中心に可搬式速度違反自動取締装置(移動オービス)を活用した速度違反取締りを強化するとともに、運転者の遵法意識に起因する違反の取締りを実施しました。 また、道路交通法の改正により罰則が創設された妨害運転については、その悪質性、危険性を鑑み、車間距離保持義務違反、追越しの方法違反等の取締りを強化しました。特に高速道路においては、県警航空隊のヘリコプターと地上の警察車両が連携した空陸一体の取締りを実施しました。 (3) 交通安全教育・広報啓発活動の強化 ア 歩行者優先と正しい横断方法の周知 横断歩道における歩行者保護意識の浸透を図るため、運転者に対しては、各種取締りのほか、法定講習等を通じて歩行者優先の交通ルールの徹底を図るとともに、歩行者等に対しては、子どもの保護活動として通園や登下校時間帯の交通安全指導を兼ねた街頭活動やコロナ情勢を踏まえ交通安全教育動画の作成・配信などによる交通安全教育、テレビ・県警ツイッター等を活用した広報啓発を実施しました。 イ 高齢運転者セミナーの開催 高齢運転者が当事者となる交通死亡事故の割合が高くなるなど、高齢運転者対策が喫緊の課題となる中、運転に不安を覚える高齢運転者を支援するため、過去に人身事故を起こした 70 歳以上の運転者等を対象に教習所指導員等による運転指導や安全運転サポート車の試乗体験を実施しました。 ウ 安全運転サポート車の普及啓発 高齢運転者を対象に関係機関・団体と連携し、安全運転サポート車の普及啓発を実施しました。 (4) 安全・安心な交通環境の整備 交通の安全と円滑を確保するため、更新基準を超過した信号制御機の更新や摩耗した横断歩道の塗り替え等老朽化した交通安全施設の更新に注力しました。また、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するためゾーン 30 を整備したほか、自動車専用道路等の開通による交通量の減少など交通環境の変化等により効果の低下した交通規制の見直しを行うなど、計画的な交通安全施設の整備に努めました。
2 取組の成果 令和 2 年中の交通事故死者数は、過去最少の 73 人(前年比-2 人)でしたが、第 10 次三重県交通安全計画において掲げた令和 2 年までに死者数を 55 人以下とする目標については達成に至らず、また人口 10 万人当たりの死者数は全国ワースト 4 位(前年ワースト 7 位)となりました。なお、人身事故件数は 2,966 件で 16 年連続の減少、死傷者数は 3,805 人で 15 年連続の減少となりました。 高齢者の死者数は、39 人(前年比-3 人)で全死者数に占める割合は 53.4%(前年比-2.6 ポイント)、65 歳以上の高齢運転者による死亡事故(原付以上の車両運転者が第 1 当事者)は 20 件(前年比-8 件)で構成比は 29.9%(前年比-13.2 ポイント)と前年を下回りましたが、交通弱者(歩行中・自転車乗用中)の死者数は 35 人(前年比+5 人)で全死者数に占める割合は 47.9%(前年比+7.9 ポイント)、飲酒運転による死亡事故は 5 件(前年比+3 件)で原付以上第一当事者に占める割合は 7.5%(前年比+4.4 ポイント)といずれも前年を上回りました。また、シートベルト非着用死者は 12 人(前年比-5 人)で非着用率は 52.2%(前年比-6.4 ポイント)と前年を下回りました。
<u>令和 3 年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。